議案第60号

世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年11月17日

(提出者)

世田谷区教育委員会 教育長 渡部 理枝

(提案説明)

世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則を一部改正するために本案を提出する。

世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則(平成30年3月世田谷区教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号)第2条第5号に規定する地域体育館及び」を削る。

第8条第1項及び第10条第1項各号中「2月前」を「1月前」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和5年3月1日から施行する。ただし、第8条第1項及び第10 条第1項各号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の規定は、令和5年4月1日以後のけやき施設(世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例(平成30年3月世田谷区条例第19号)第2条第1項に規定するけやき施設をいう。以下同じ。)の使用について適用し、同日前のけやき施設の使用については、なお従前の例による。

改正後

○世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行 規則

平成30年3月16日世教委規則第5号

改正

平成30年7月31日世教委規則第9号 令和元年8月30日世教委規則第11号 令和2年9月30日世教委規則第21号 令和4年 月 日世教委規則第 号

世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行 規則

(趣旨)

|第1条 この規則は、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第1条 この規則は、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例 (平成30年3月世田谷区条例第19号。以下「条例」という。)の施 行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

|第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用|第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用 する用語の例による。

(対象施設)

|第3条 条例第2条第1項第11号に規定する世田谷区教育委員会規則|第3条 条例第2条第1項第11号に規定する世田谷区教育委員会規則| 施設使用条例(昭和52年4月世田谷区条例第16号。以下「学校施設」施設使用条例(昭和52年4月世田谷区条例第16号。以下「学校施設」 使用条例」という。) 第2条第1号から第5号までに規定する世田 使用条例」という。) 第2条第1号から第5号までに規定する世田 谷区立学校の施設(世田谷区教育委員会(以下「委員会」という。) が別に定める使用手続によることが適当と認めた施設を除く。)と する。

改正前

○世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行 規則

平成30年3月16日世教委規則第5号

改正

平成30年7月31日世教委規則第9号 令和元年8月30日世教委規則第11号 令和2年9月30日世教委規則第21号

世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行 規則

(趣旨)

(平成30年3月世田谷区条例第19号。以下「条例」という。)の施 行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

する用語の例による。

(対象施設)

(以下「委員会規則」という。)で定める施設は、世田谷区立学校 (以下「委員会規則」という。)で定める施設は、世田谷区立学校 谷区立学校の施設(世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和 53年11月世田谷区教育委員会規則第9号)第2条第5号に規定する 地域体育館及び世田谷区教育委員会(以下「委員会」という。)が 別に定める使用手続によることが適当と認めた施設を除く。)とす

(適用除外)

曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する をいう。)の午前9時から午後5時までの使用をする場合とする。 (利用者登録の申出等)

改正後

- |第5条 条例第3条第1項の申出は、次に掲げる事項を記載した書面|第5条 条例第3条第1項の申出は、次に掲げる事項を記載した書面| うものとする。
 - (1) 団体の名称
 - (2) 申出者の氏名
 - (3) 代表者の住所、氏名、生年月日及び電話番号
 - (4) 団体の構成員の住所及び氏名
 - (5) 団体の活動内容
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事項
- 前項の規定は、条例第4条第1項の申出について準用する。
- |3 条例第4条第1項の申出は、利用者登録の有効期間の末日から起3 条例第4条第1項の申出は、利用者登録の有効期間の末日から起 めた場合は、この限りでない。
- において、当該利用者登録に係る第1項各号に掲げる事項について において、当該利用者登録に係る第1項各号に掲げる事項について 確認する必要があると認めるときは、当該利用者登録に係る団体の一確認する必要があると認めるときは、当該利用者登録に係る団体の 構成員の生年月日その他必要な情報の提供を求めることができる。 条例第4条第1項の規定により利用者登録の更新をした場合も、同 様とする。

改正前

る。

(適用除外)

- |第4条 条例第2条第2項に規定する委員会規則で定める場合は、学<mark>第4条 条例第2条第2項に規定する委員会規則で定める場合は、学</mark>| 校施設使用条例第2条第2号に規定する格技室について、平日(日)校施設使用条例第2条第2号に規定する格技室について、平日(日 曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する 休日及び世田谷区立学校施設使用条例施行規則(昭和52年4月世田 休日及び世田谷区立学校施設使用条例施行規則(昭和52年4月世田 谷区教育委員会規則第2号)第10条に規定する学校休業日以外の日 谷区教育委員会規則第2号)第10条に規定する学校休業日以外の日 をいう。)の午前9時から午後5時までの使用をする場合とする。 (利用者登録の申出等)
 - を委員会に提出する方法その他委員会が相当と認める方法により行。を委員会に提出する方法その他委員会が相当と認める方法により行 うものとする。
 - (1) 団体の名称
 - (2) 申出者の氏名
 - (3) 代表者の住所、氏名、生年月日及び電話番号
 - (4) 団体の構成員の住所及び氏名
 - (5) 団体の活動内容
 - 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事項 (6) 2 前項の規定は、条例第4条第1項の申出について準用する。
 - 算して6月前から受け付けるものとする。ただし、委員会が特に認 算して6月前から受け付けるものとする。ただし、委員会が特に認 めた場合は、この限りでない。
- 4 委員会は、条例第3条第1項の規定により利用者登録をした場合4 委員会は、条例第3条第1項の規定により利用者登録をした場合 構成員の生年月日その他必要な情報の提供を求めることができる。 条例第4条第1項の規定により利用者登録の更新をした場合も、同 様とする。

改正後

条例第4条第1項ただし書に規定する委員会規則で定める場合 5 条例第4条第1項ただし書に規定する委員会規則で定める場合 は、同項の申出をした者が、その申出の時点において、けやき施設 に係る利用者登録料、利用者登録更新料、使用料、利用料金又はキーに係る利用者登録料、利用者登録更新料、使用料、利用料金又はキー ャンセル料(条例第12条に規定する納付期日を経過したものに限 ャンセル料(条例第12条に規定する納付期日を経過したものに限 る。)を納付していない場合とする。

(利用者登録の取消し)

- は、次のとおりとする。
 - 用者登録者」という。)が、学校施設使用条例第4条第2項各号 又は第5条各号の規定に該当したとき。
 - 使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、委員会が必要と認めた場合 (使用の希望の申出方法)
- |第7条 条例第6条第1項の規定による使用の希望の申出は、次に掲第7条 条例第6条第1項の規定による使用の希望の申出は、次に掲 当と認める方法により行うものとする。
 - (1) 使用を希望する団体の名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (2) 申出をする者の氏名
 - (3) 使用を希望するけやき施設
 - (4) 使用を希望する日時
 - (5) 使用の目的
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事項 (使用の希望の申出期間等)
- |第8条 条例第6条第1項の委員会規則で定める期間は、けやき施設||第8条 条例第6条第1項の委員会規則で定める期間は、けやき施設| の使用を希望する日の属する月の1月前の月の初日から4日までと の使用を希望する日の属する月の2月前の月の初日から4日までと する。

改正前

は、同項の申出をした者が、その申出の時点において、けやき施設 る。)を納付していない場合とする。

(利用者登録の取消し)

- |第6条 条例第5条第1項第3号に規定する委員会規則で定める場合||第6条 条例第5条第1項第3号に規定する委員会規則で定める場合| は、次のとおりとする。
 - (1) 条例第3条第1項の規定により利用者登録をした者(以下「利」(1) 条例第3条第1項の規定により利用者登録をした者(以下「利 用者登録者」という。)が、学校施設使用条例第4条第2項各号 又は第5条各号の規定に該当したとき。
 - (2) 利用者登録者が、学校施設使用条例第10条の規定に違反して (2) 利用者登録者が、学校施設使用条例第10条の規定に違反して 使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、委員会が必要と認めた場合 (使用の希望の申出方法)
 - げる事項を記載した書面を委員会に提出する方法その他委員会が相ばる事項を記載した書面を委員会に提出する方法その他委員会が相 当と認める方法により行うものとする。
 - (1) 使用を希望する団体の名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (2) 申出をする者の氏名
 - (3) 使用を希望するけやき施設
 - (4) 使用を希望する日時
 - (5) 使用の目的
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事項 (使用の希望の申出期間等)
 - する。

改正後

2 けやき施設の使用の希望の申出に係る受付時間は、午前7時から2 けやき施設の使用の希望の申出に係る受付時間は、午前7時から 午後12時までとする。ただし、区がけやきネットをけやき施設の利 午後12時までとする。ただし、区がけやきネットをけやき施設の利 用者の使用に供するために設置した端末機を利用して行う場合の当 該受付時間については、当該端末機を設置した施設の開館時間とす る。

(使用の申請方法)

|第9条 第7条の規定は、条例第7条第1項の規定による使用の申請||第9条 第7条の規定は、条例第7条第1項の規定による使用の申請| とあるのは「使用しようとする」と読み替えるものとする。

(使用の申請期間等)

- とおりとする。
- (1) 優先申請期間 使用しようとする日の属する月の1月前の月 (1) 優先申請期間 使用しようとする日の属する月の2月前の月 の6日から11日まで
- の12日から使用しようとする日の前日(委員会が特に支障がない と認めたときは、使用の当日)まで
- 2 第8条第2項の規定は、けやき施設の使用の申請の受付時間につ2 第8条第2項の規定は、けやき施設の使用の申請の受付時間につ いて準用する。

(条例第10条の委員会規則で定める団体、学校等)

|第11条 条例第10条の委員会規則で定める団体、学校等は、学校施設||第11条 条例第10条の委員会規則で定める団体、学校等は、学校施設| 等とする。

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。 附則

改正前

用者の使用に供するために設置した端末機を利用して行う場合の当 該受付時間については、当該端末機を設置した施設の開館時間とす る。

(使用の申請方法)

について準用する。この場合において、第7条第1号中「使用を希」について準用する。この場合において、第7条第1号中「使用を希」 |望する」とあるのは「使用しようとする」と、同条第2号中「申出|| 望する」とあるのは「使用しようとする」と、同条第2号中「申出|| とあるのは「申請」と、同条第3号及び第4号中「使用を希望する」とあるのは「申請」と、同条第3号及び第4号中「使用を希望する」 とあるのは「使用しようとする」と読み替えるものとする。

(使用の申請期間等)

- |第10条 条例第8条第1項に規定するけやき施設の申請期間は、次の|第10条 条例第8条第1項に規定するけやき施設の申請期間は、次の| とおりとする。
 - の6日から11日まで
 - (2) 一般申請期間 使用しようとする日の属する月の1月前の月 (2) 一般申請期間 使用しようとする日の属する月の2月前の月 の12日から使用しようとする日の前日(委員会が特に支障がない と認めたときは、使用の当日)まで
 - いて準用する。

(条例第10条の委員会規則で定める団体、学校等)

使用条例第7条第3項第1号から第6号までに規定する団体、学校 使用条例第7条第3項第1号から第6号までに規定する団体、学校 等とする。

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。 附則

(施行期日)

|第1条 この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次条||第1条 この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次条| の規定は、公布の日から施行する。

改正後

(世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則の一部) 改正)

(平成9年5月世田谷区教育委員会規則第7号)の一部を次のよう に改正する。

(次のよう略)

(世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則の廃 正)

|第3条 世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則||第3条 世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則| は、廃止する。

附 則(平成30年7月31日世教委規則第9号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和元年8月30日世教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年9月30日世教委規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年 月 日世教委規則第 号)

- 1 この規則は、令和5年3月1日から施行する。ただし、第8条第 1項及び第10条第1項各号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区教育委員会公共施設の共通使用 手続に関する条例施行規則の規定は、令和5年4月1日以後のけぞ き施設(世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例(平成30年 3月世田谷区条例第19号) 第2条第1項に規定するけやき施設をい う。以下同じ。)の使用について適用し、同日前のけやき施設の使用 については、なお従前の例による。

改正前

(施行期日)

の規定は、公布の日から施行する。

(世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則の一部 改正)

|第2条 世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則|第2条 世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則| (平成9年5月世田谷区教育委員会規則第7号)の一部を次のよう に改正する。

(次のよう略)

(世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する規則の廃 正)

は、廃止する。

附 則(平成30年7月31日世教委規則第9号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和元年8月30日世教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年9月30日世教委規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。